

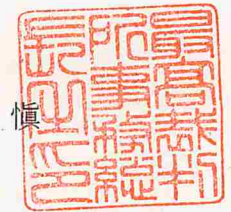
最高裁秘書第1752号

令和2年7月29日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書不開示通知書

令和元年7月23日付け（同月24日受付，第014142号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

令和元年7月4日時点で最高裁判所秘書課に所属していた職員に対し，同日以降に出された懲戒処分書，処分説明書及び被処分者の受領書（本日付け最高裁秘書第1728号司法行政文書開示通知書により開示された文書を除く。）

2 開示しないこととした理由

1の文書は，個人識別情報が記載されており，この文書は，全体として行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから，開示しないこととした。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）